

規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（抜粋）

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
15	小規模宿泊業のための規制緩和（イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和）	イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケースについては、旅館業法の適用外となる旨を明確にし、周知を図る。	平成27年度措置	厚生労働省
16	小規模宿泊業のための規制緩和（農林漁家民宿の対象範囲の拡大）	体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省
17	小規模宿泊業のための規制緩和（インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供）	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討開始、平成28年結論	厚生労働省

第 50 回規制改革会議（平成 27 年 10 月 15 日）における安倍内閣総理大臣発言  
(抜粋)

「企業や個人には、解き放たれば大きな変化を起こすことができる力があります。例えば、外国からの観光客は、ビザの緩和により数百万人増えました。免税店も対象品目を広げ、同じ商店街なら手続を一括できるようにしたところ、店舗数が半年で倍増しました。

喫緊の課題は、宿泊施設をどう確保するかに移ったと言えます。そこで、『民泊サービス』の規制を改革していきます。国家戦略特区の先行事例を踏まえ、特区諮問会議としっかりと連携しながら、突破口を開いていただきたいと思います。」